

(別紙1)

県内事業所アンケート分析委託業務
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務の目的

三重県内において、より効果的な産業・経済活性化の施策を実施するためには、足元の景気動向や業況、雇用状況等の的確な把握及びきめ細やかな分析に加え、今後の景況を見通すことが重要です。

また、景気動向の要因分析にあたっては、企業側の課題を把握することが不可欠です。

このため、県内企業の動向を調査することにより、県内の景気動向判断並びに効果的な施策実施にあたっての基礎資料とします。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

県内事業所アンケート分析委託業務

(2) 業務内容

回答依頼業務

県内企業 5000 社を対象に三重県が発送するアンケートの回収率向上に向けて、電話での回答を依頼。

- ・回収率 30% を目標とする。
- ・アンケートの発送・回収は三重県が行う。
- ・アンケートは 5 月中旬に発送を予定。5 月 25 日(木)時点から未提出の企業に対し、電話依頼を行うこと。(未提出企業の名簿は県から提供。)

アンケートの分析

三重県に回答のあったアンケートについて、そのデータを分析し、報告書を作成。

- ・回収率は 30% を想定しており、1,500 社の分析を想定。(平成 28 年度は、1,366 社)
- ・アンケート用紙は別紙のとおり。
- ・報告書は、グラフ等を用いてわかりやすく作成すること。
- ・報告書データは、PDF 形式及び Microsoft Office 形式とする。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 29 年 7 月 7 日(金)まで

(4) 成果品

- ・2(2) に係る成果品(報告書)は、印刷物: 2 部、電子媒体(CD-R): 1 部とする。
- ・全ての委託業務が完了した日から起算して 10 日を経過した日又は平成 29 年 7 月 7 日(金)のいずれか早い日までに委託業務報告書(紙媒体(1 部))を添えて提出すること。

3 契約上限額

1,342,440 円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加条件

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又

は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請によりすみやかに対処できる者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める企画提案資料を提出期限までに提出してください。

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「県内事業所アンケート分析委託業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査・プレゼンテーションによる審査を行い、最優秀提案を選定します。

また、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

最優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。

(1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

- 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）・・・1部
- 契約実績証明書（様式2）・・・1部
- 見積書（任意様式）・・・1部
- 業務体制（任意様式）・・・7部（正本1部、コピー6部）
- 業務実施スケジュール（任意様式）・・・7部（正本1部、コピー6部）
- 企画提案書（任意様式）・・・7部（正本1部、コピー6部）
- その他の資料
- 事業者の活動概要がわかる資料（法人の概要等）・・・7部（正本1部、コピー6部）

(2) 提出期限 平成29年4月24日（月）17時必着

(3) 提出先 〒514-8570 三重県津市広明町13 三重県庁8階
三重県雇用経済部 雇用経済総務課 企画班

(4) 提出方法 上記提出先へ持参又は郵送による送付に限る。

(5) 選定のための評価基準

審査に当たっては、以下の諸点を重視して評価することとします。

企画性

- ・事業目的を達成するための的確な提案がなされているか。
- ・自社の持つノウハウ等の強みが活かされた提案がなされているか。

専門性

- ・アンケートの回収率向上、アンケート結果の分析などに必要となる専門的知見・スキルを有しているか。

実施体制

- ・経営面及び技術面から実現可能な提案がなされているか。
- ・実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる体制が整備された提案がなされているか。
- ・迅速に対応できる社内体制が整備されているか。

情報管理

- ・個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要となる体制が整備されているか。
経済合理性
- ・費用対効果の観点から、事業予算額は妥当であるか。
- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

(6) プレゼンテーションの実施

- ・プレゼンテーションにおける説明は、上記(1)で提出のあった企画提案資料により行うものとします。
- ・提出された企画提案書の審査を行うため、以下のとおり提案書によるプレゼンテーションを実施します。

日時：平成29年4月26日(水)を予定

場所：三重県津市広明町13番地 三重県庁内

プレゼンテーションの実施日時・場所等については、提案した全ての者に、

平成29年4月25日(火)12時までにメールまたは電話にて連絡します。

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

(7) 審査の結果

審査の結果は、採択提案者が決定された後、提案した全ての者に対して速やかに通知します。

6 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し(発行手数料は有料。)
- (2) 県税についての「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し(発行手数料は無料。)

7 質疑応答

質問事項の取扱いについては下記のとおりとする。

- (1) 質問の受付期間 入札公告日の翌日から平成29年4月18日(火)17時まで。
- (2) 質問の方法 FAX または電子メールにて行うものとする。(様式任意)
必ず当方に着信確認を行ってください。
- (3) 質問の内容 原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答できません。
- (4) 質問に対する回答 受け付けた質問に対する回答については、平成29年4月20日(木)17時までに、原則三重県ホームページにて掲載します。

8 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県雇用経済部雇用経済総務課において示します。
- (2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民

事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。) が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年間に当該契約と規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合があります。

- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 108 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部雇用経済総務課において行います。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

10 委託料の支払い方法、及び支払い時期

- (1) 委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- (2) 上記にかかわらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は概算払いをすることができるものとします。

11 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

断固として不当介入を拒否すること。

警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

発注所属に報告すること。

契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)又はの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

14 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。

- (3) 調査結果やデータ等、成果物の著作権は県に帰属するものとします。
- (4) 応募書類等に記載された個人情報については、当コンペの目的以外の目的で使用することはありません。
- (5) 提出いただいた応募書類等については、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知ることができた個人情報及び企業情報を、法令に定めがある場合を除き、他に漏らし、または受注者の他の業務に使用することはできません。
なお、三重県個人情報保護条例により、委託を受けた事務に従事している者等に対する罰則規定が設けられています。

15 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部雇用経済総務課 企画班 担当 高木

TEL 059-224-2355 FAX 059-224-3024

E-mail koyokei@pref.mie.jp